

意見1 新たな指定緊急避難場所の指定について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災 関連	<p>(1) ひばり自治会</p> <p>■指定避難所は厚木第二小学校であるが、ひばり自治会から厚木第二小学校に避難するには、小田急線の高架下の狭い道路を横断しなければならない。</p> <p>ひばり自治会は高齢者が大多数であり、高齢者が集団で避難することは危険を伴うなどのことから、新たに指定緊急避難場所を指定する考えはあるか。</p>	<p>■地元避難所運営委員会からの要望もあり、避難施設としての使用について東京農業大学と交渉していましたが、令和3年3月に「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定」を締結しました。</p> <p>なお、避難施設として使用できる時間、場所等が制限されるため、指定緊急避難場所としての位置付けはされていませんが、大学近隣自治会による避難所運営委員会の再編成も含め、今後も指定に向けた交渉を自治会とともにしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見2 指定緊急避難場所の運営について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災 関連	<p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■厚木第二小学校で避難所が開設された場合、避難所運営委員会の役割は決まっている。また、指定緊急避難場所となっている厚木南公民館で避難所が開設された場合の役割は、避難所運営委員会で議論されていない。今後の方向性についての考えは。</p> <p>また、各自治会で非常用発電機と投光器を保有しているので、避難所が停電した際、有効活用できないか検討していきたい。</p>	<p>■指定緊急避難場所については、主に風水害時に開設することを想定しており、風水害時は市職員で避難場所の開設・運営をすることとしています。</p> <p>しかしながら、近年の台風・豪雨では甚大な被害が発生していますので、その場合には、避難所運営委員会に御協力をいただきたいと考えていますので、協力方法等について今後協議していきます。</p> <p>また、発電機等については、市でも保有していますが、電力が不足した際には御協力をお願いします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課